

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット 理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号 〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号

TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号

〒818-0072 丸明ビル106号

TEL & FAX 092-921-2130



目

次

理事長 巻頭言 — 2頁 広場に寄せて 3頁 第15回通常総会の開催 4頁

トピックス ―――――― 8頁 安心サポートネットの文化―― 9頁

相談・学びのコーナー 9頁

会員・支援者の広場 ―― 10頁

憩いの泉 新コーナー — 11頁

告知板(寄付者紹介、新入会員等)——12頁

高齢者·障害者

安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡

福岡県認証16 生文第20号-5

こととなった。その間、

、当法人

年の記念すべき節目を迎える の令和元年五月五日に十五周

奇しくも新しい年号

年五月六日 平成十六 法人は、

は成年後見制度の活性化を目

の着実な歩みを繰り返しなが 標にして、三歩前進、二歩後退

和時代における事業展開を展 成時代の歩みを振り返り、 わりの大きな節目に際し、

令 平.

充実・発展の道を探る 極めて有意義なこと

ことは、

そのため、

最初に生み出さ

平成では、基盤つくりが二応終了

令和では 、後見制度の美しい花を咲かせよう!

NPO法人高齢者・障害者安心サポ トネット

理事長 森 山

彰

である。 の四つの活動指針に基づきス 当法人は設立当初から、 次

の分担 と後見支援、④公的サービス 支援、②ボランティアを視野 1 家によるネットワークの構築 に入れた非営利活動、③専門 個人の尊厳の保持と自立の

からシステムづくりに追われ 榜 が、 この活動指針は、 類例がなかったので、当初 うの構築等先進的だった 各専門分野のネット 福祉を標

の住民でも、 する方策としては、全国どこ だと判明。その実現を可能に 後見制度利用の低迷を打破 の享受が可能な新たな基本理 念が必要だと痛感した。 やがて、この指針だけでは、 活性化を図ることは困難 後見制度の利益

意と謝意を表したい。

ところで、十五周年の代替

かいご支援・ご協力の賜物で

すべての皆さんの並々ならぬ

こ尽力と地域住民の皆様の温

これは一重に、

役員と会員の

道をたどることができた。

今日のような充実・発展

あるから、ここに深甚なる敬

え方である。 社会をつくろう!」という「地 成年後見制度を利用して安心 分な高齢者・障害者の皆さん れた理念が、 市民後見人である。」とする考 した生活を送ることのできる が、いつでも、どこでも、容易に **域後見の実現」**と「その主役は 「判断能力の不十

この事務には、 身上配慮義務を新設して身上 る考え方である。 事実行為包含説が相当だとす ならず事実行為を含むとする 保護の充実・強化を図る以上、 「身上保護重視の後見」である。 次に生み出された理念が、 法律行為のみ

指針と基 本理念に らの活動 務上、これ 後見の実



理システムを考究して開発す ることが喫緊の課題となっ

がったのが、「後見実務とその 究・開発を重ね、 この強い要請を受けて、研 折を経て、何とか出来上 長年の紆余

> 寄せられることとなった。 することになっただけでな 滑な事務処理に大きな貢献を テム指針は、 マニュアル)である。このシス 指導監督システム指針」(処理 当法人における適正・円 地域住民から厚い信頼が 逐次実施に移さ

とおりである。 場」二十四号巻頭言で述べた 付けられたことは、「安心の広 ける基本方針の柱として位置 成年後見制度利用促進法にお おける「地域後見の実現」と「身 上保護重視の後見」の理念は、 なお、このシステム指針に

ぼっており、 の受理件数が一四九件、遺言 効力未発生の任意後見移行型 が一二二人(内終了七六件)、 度末までの累計後見人受任数 の受託件数が二五六件、 件数が三一三件、 三十年度の年間相談事件処理 について指標で見てみよう。 三、平成の基盤づくりの成果 執行の保有件数が八六件にの て、各種契約締結、遺言等支援 かなりの水準に 後見等申立 同年

付等が寄与して、 算制であるが、事業収入や寄 市町村依存ではなく、独立採 財務面でみても、 毎年黒字経 当法人は

任意後見研究会のメンバー

定した財政基盤を確立してい 対策の基金制度を設ける等安 積み上げた。また、 に対する損害賠償金も相当額 営を続けており、不慮の事故 低所得者等

四回 績を挙げ、研修に必要なノウ と直方市で実施し、十分な実 民後見養成研修は、 自の本格的育成研修を福岡で 見人の育成面では、 活発に行うとともに、 研修についても、 ハウを蓄積してきた。 熊本で一回、厚労省の市 当法人の得意とする 職場研修を 当法人独 筑紫野市 市民後

当面は、 すべきであるということである。 その達成に向けて全力を傾注 十年度の重点目標を継承し、 そうとも、 る。熟慮して到達した結論は、 承し、発展させるべきかであ 成果を令和ではどのように継 四、これまでの基盤づくりの た」と評価できると思う。 とした受任体制の整備・拡大 かりとした基盤づくりができ は曲がりなりにも、「一応しっ を見る限り、お蔭様で当法人 以上のとおりの平成の実績 任意後見移行型を基軸 かなりの年数を費や 次に掲げる平成三

た運用の

確保がある。

ネット・グループ」の安定し

題として「安心サポー

F

もう一つ、

常に配慮すべき

年(一九九九年)の法改正 成年後見制度は、平成十一 意後見」を柱とする現行の

によって成立し、

に施行されて十九年目を迎

成年後見制度は

0

に基づき契約締結を支援する 標の到達点にしたい。 能力を習得した段階をこの目 改善後の任意後見移行型 人材の育成とその

第三 地域後見 ネットの文化の浸透を図りつ 実は勿論だが、 図ることが肝要であろう。 の過程で人材の確保と育成を で各種事業を拡大しつつ、 課題である。各種研修の充 この目標は最重要かつ永続 三歩前進二歩後退の精神 安心サポー 地区拠点つ

出したばかりの福岡市東区、 重要であるし、 留米市の拠点づくりの支援が ネットワークに参加すること 設立、促進法のいう中核機関 が目標となる。この観点から を受任するか又は地域連携 それをベースにNPO法人を 芽を大切に育てたい。 地区の拠点づくりを進め、 各地域における相談体制 、宗像市、糸島市、次いで、久 春日市についても、 大地から芽を そ

> 行えるよう側面から援助する ポートネット熊本につい は、 ポートネット生活について 重 安定的運営を支援することが は、 ことが必要である。 グループに帰属する安心サ 要である。同じく安心 情報交換を密にして、その 充実した生活支援事業が

> > 利用の

促進

ら向き合うことが重要となろ しての基金の充実に真正面か 題として、 る活動とか低所得者層対策と 令和時代の新たな課 親族後見を支援す

咲き誇ってもらいたいもので これまでの基盤づくりの上 0 う願いが込められている。そ ことができるように!」とい ように、大きく花を咲かせる が、 者の皆さんの明日への希望 もに、当法人と会員及び支援 説明すると、「令和の訪れとと の意義を当法人に当てはめて 和」の時代に代替わりした。こ 風和ぎ・・・・を出典として、「令 五、初春の令月にして、気淑く 願い通り、当法人の将来も、 見事に咲き誇る梅の花の 梅の花が咲き誇るように、

広場に寄 成年後見制 世 度 7 0



久留米公証役場 公証人 隆平

となるよう願うばかりです。 総理談)ようですので、争 味が込められている(安倍 文化が生まれ育つという意 うです。 三十二首の序文から引用さ いのない平和な明るい時代 が美しく心を寄せ合う中で 代を生きることができそ のことです。昭和生まれの を典拠として採用されたと に改元されました。 さて、「法定後見」と「任 Ŧi. 初めて日本の古典国 万葉集巻五、 月一日、 「令和」には、 平成、 新元号 令和の三 梅花の 。「令和」 人々 私 歌

> ない状況にあります。 分利用されているとはいえ 後見の利用者数は二千六百 まれますが、 身上監護の支援をする公的 由で判断能力の不十分な 十一人であり、必ずしも十 と、法定後見 後見制度の利用状況を見る を迎え更なる利用促進が望 な手段であり、 たちを保護し、 一月末日時点における成 一万八千百四十二人、 補助)の利用者数は二十 知的障害などの 平成三十年十 (後見・保佐 財産管理 超高齢社会

討されるべきとされていま 観点から個々のケースに応 るノーマライゼーション、 成年後見制度の趣旨でもあ されました。基本計画は、 基づき「成年後見制度利用 利用の促進に関する法律に 九年三月、成年後見制度 じた適切で柔軟な運用が検 立ち返り、 自己決定権の尊重の理念に 促進基本計画」が閣議決定 五年間 このような中、平成二十 平成二十九年度から概 この基本的な考え方の 身上保護重視の ①利用者が

> 討が行 域連 運用、 把握・評価と進捗状況を踏 用しやすさとの調和を今後 リットを実感できる制度 まえた個別課題の整理、 基づく各施策の進捗状況 家会議において基本計画に 成年後見制度利用促進専門 こととされています。 の施策の目標として進める ③不正防止の徹底と利 携ネットワークづく ②権利擁護支援の わ れているところで 現 在、 検 0 地

任事務としてどのように取 いった事実行為につい 説明を受ける行為・ 欠な医療や介護サービスの するのか、 度の内容をどのように充実 うにするために公的助成制 等が安心して利用できるよ 度とするため、 国民一人一人のニーズに応 携わる公証人の一人として、 う期待するものですが、 え、利用し易い成年後見 扱うのか、 た運用をするために不可 (効性のあるものとなるよ 任意後見契約書の作成に 低所得者層の高 身上保護を重視 任意後見監 基本計画 同意と て受 聯者 例 が 制

使による不正行為を防止す 契約のままでの代理権の行 選任請求の懈怠や任意委任 たいと思います。 今後の検討の動向を見守り 困難な課題もありますので、 置を講じるのか、 るためにどのような法的措 八選任件数が少ない原因の つとして指摘されている といった

専門職後見人等の選任が増 平成三十年十二月末日時点 から、 加してきた結果であり、 多数を占めていた親族後見 この数字は、 七六・八%となっています。 法書士・社会福祉士等) 任状況は、 との考え方が示されました。 らの身近な支援者を後見人 支援者がいる場合は、 ふさわしい親族等の身近な 点からは、 会議において、 用促進専門家会議の第 開催された成年後見制度利 における成年後見人等の選 人等の選任が年々減少し、 に選任することが望ましい また、 親族以外 本人の利益保護の観 本年三月十八日に 親族が二三・二 後見人となるに 制度発足当初 (弁護士 最高裁判所 一 司 が 今

> するのか注目されます。 考え方が今後の各家庭裁判 般最高裁判所から示された の判断にどのように影響

元号の典拠となった万

時

事長に サポート しくも、 第です。 展されることを期待する次 安心サポ まで実績を積んでこられた 指導及び育成についてこれ われます。 要性を増していくものと思 0 が力説された身上保護重視 した。その中で森山理事長 型の問題点と利用促進策 公証人が福岡市に集まって 年十一月名古屋以西の有志 市二日市を拠点のひとつと についてご講演いただきま 合同研究会を開催し、 して活動されています。 太宰府市に隣接する筑紫野 岡県太宰府市とのこと、 葉集の序文ゆかりの地は福 元号の施行とともに更に発 後見事務は、 ト」と略称します。 障害者安心サポートネッ (以 下 トネットの森山彰理 「任意後見契約移行 NPO法人高齢者 ートネットが、 「安心サポートネ 後見人等の受任、 今後益々重 安心 は、

第十五

通常総会 の 開

催

総会が開催された。 む。) のもと、 表決書提出者二十九名を含 区長浜一丁目二番八号)で あいセンター」 正会員九十名出席 福祉センター から、 令和元年六月二日午後 福岡 第十五 市立心身障 (福岡市中 (通称「あ (委任状 可通常 央

理事長挨拶



第15回通常総会

| 科目 | 金 | 額(単位 | 円) |
|---------------|------------|------------|--------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金 | 104,548 | | |
| 預貯金 | 18,467,013 | | |
| 流動資産合計 | | 18,571,561 | |
| 2 固定資産 | | | |
| 特定資産 | | | |
| 損害賠償準備資産 | 30,317,377 | | |
| 安心サポートネット基金資産 | 53,229,316 | | |
| その他の固定資産 | | | |
| 敷金 | 120,000 | | |
| 固定資産合計 | | 83,666,693 | |
| 資 産 合 計 | | | 102,238,254 |
| Ⅱ 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 前 受 金 | 5,890,000 | | |
| 預り金 | 2,042 | | |
| 仮 受 金 | 1,399,715 | | |
| 流動負債合計 | | 7,291,757 | |
| 2 固定負債 | | | |
| 損害賠償準備金 | 30,317,377 | | |
| 安心サポートネット基金 | 53,229,316 | | |
| 固定負債合計 | | 83,546,693 | |
| 負 債 合 計 | | 00,010,000 | 90,838,450 |
| □ 正味財産の部 | | | |
| 正味財産合計 | | | 11,399,804 |
| <内当期正味財産増加額> | | | (-2,622,736) |
| 負債及び正味財産合計 | | | 102.238.254 |
| 只良区し上外別圧口引 | | | 102,230,234 |

を総括して次の主旨の説 が表明された後、三十年度 尽力の賜物であるとの謝意 員及び支援者の一致したご ている。このように着実に 社会貢献ができたと自負し 地域社会に対しそれ相応の 各事業に取り組んできた結 年を迎えた。その間、 前進できたことは、役員、会 ポートネットの文化を礎に 活動指針と三つの安心サ 一歩一歩着実に前進し 法人は創立以来十五 こつの 唐

理能力、 相談体制、 前年度より浮上してお 三十年度の事業収入 各地区の拠点づく 会員の事務処

> 見直しに関する指示をし 財産額基準の後見人報酬の のが我々の使命だと感じて を今後とも発展させてい れまで積み上げてきた実績 いる。ついては、当法人がこ た。この内容や方針は、 計画の趣旨に沿って、 第二 今年に入り、 て、 てきた理念とほぼ共通して 人が十五年間でつくり上げ 族後見人の見直し、 に、後見人選任における親 が利用促進法に基づく基本 いう実感を持っている。 診断書の見直し、 大きく前進してきたと 進 状況などからし 第三に、 最高 当法 第一

開は三十年度の延長線上で

行のもと、 認・可決された。 編成」、④事業拡大等に伴う 画 五議案が高原議長の議事進 定款変更、⑤役員改選、 ロジェクトチームの課題と 及び活動予算案」 度事業報告及び決算諸 同総会では、 」、②「令和元年度事業計 全議案とも原案通り承 熱心な討議を経 ①「平成三十 三、 ③ プ の計

0

化

当法人は、

クトチ

ームは、

後



て実現に努めましょう! を図ることとした。 役員と会員が一致協力

当法人の一層の充実、

実に実施することにより、

画を策定し、

この計画を着

次のとおり定めて、

事業計

心サポートネットの文化を

重点目標 (課題) を

第一 軸とした受任体制の整 備·拡大 任意後見移行型を基

第二 人材の育成とその活

動支援 おける拠点づくり 地域後見 各地域に

令和元年度事業 重点目標」が決まる の

本年度

の

プロジェ

クトチ

4

とし、この活動指針及び安 文化」が必要不可欠である る四つの活動指針及び三つ 法人のキーコンセプトであ る「成年後見制度の活性 「安心サポートネットの 」を実現するためには、 設立の 目的 り編成されました。 の活動を行うものです。令和 施し、相応の成果を得るため 見事務の 検討を行い、所要の作業を実 元年度のチームは次のとお プロジェ 課題について調査

●「障害者後見研究会」

例集を補強 以外の障がい者後見等事例 からヒヤリングを行い、 について、 「障がい者後見等事例集 その職務担当者 事

する啓発と 援団体に対 での活用 連 口障害者支 携の 強

化 及び制

サブリー フームリー 肇 ダー ター 中島 信男、 利

「任意後見研究会

身体能力の低下、 ように、 いう観点からリニューアル し、一般市民にも分り易い ための保護・支援策である 身上保護重視の後見」と 適正な指導監督の充実」と 意後見移行型につい 減退等の不安を解消する 高齢者や障害者の将来の 図形説明方式を取 判断能力

7

課題は次のとおり

と人材育成に力を注ぎた

行型の受任体制の実践訓練 を図った。この改善した移 り入れる等のシステム改善



後見制度の利用促進 の活用による低所得者層の 回安心サポートネット基金 度の利用の促進支援

> 岩田 サブリーダー チームリー ● 「親族後見人支援の会」 末雄、中嶋 幸子 樋口 Ш 児 彰

T, 後とも、 び技能の習得を図り、 見人に対して適正かつ円滑 を検討したい の育成を図るとともに、 な事務処理に必要な知識及 チームリーダー 当法人が関与した親族後 頼性向上に寄与する方策 信頼される親族後見人 親族後見人全体の もつ 今

見制度研究会」

「初級後見実務研究会」 任の職務担当者が

適

IE.

・円滑に後見実務を処理

場にしていきたい。 能の習得まで広げた研鑽の 務全般の基礎的な知識、 に付けるとともに、 により、 報交換、疑問点の検討、 研究会で、 識・技能を修得するため するために必要な基礎的 後見マインドを身 初心者同士の情 後見事 協議 技 0

サブリーダー 福村 原田 金子 隆行

「歩こう会企画部」 会員の健康と相互の親 睦

奪ボウリング大会を開催 多岐化として、理事長杯争 い。また、今年度は、 ト熊本との交流を深めた 本年度も安心サポートネッ 歩こう会」を企画・演出し、 広く会員に奨励し、「楽し を図るために、 歩くことを 企画の

サブリーダー チームリーダー 「各地区における成 井 石橋 年 清子 博

置し、各研究会において、そ 拠点づくりを推進してお 現を目的として、 「成年後見制度研究会」を設 当法人は、地域後見の 及び久留米の各地 筑紫野 市、宗像、糸 各地域 区に 0 実

サブリー

ター

中村

憲司、

理

解決する相談体制を確立 課題に挑戦中である。そし れぞれの実情に即 地域住民の皆さんの不安を て、これらの活動を通して、 信頼獲得に寄与したい。 、各地区の住民の皆さん

筑紫野市成年後見研

チームリーダー サブリーダー 宗像地区成年後見研 ムリーダー 廣塚 生地 中嶋 道治 幸子 篤

與田達雄 チームリーダー 糸島地区成年後見研 山下 八生

サブリーダー サブリーダー チームリーダー 久留米地区成年後見研 生地 川畑 辻 以 吉平 篤

定款変更について

認された。 える改正を提案し、 業として、新たに信託契約 .成支援に関する事業を加 次の定款変更を行い、事 可決承

うニーズがあり、そのニー 活の確保を目指したいとい を併用して安心・安全な生 スに応える必要がある。 後見制度と民事信託制度

新役員決まる!

次の方々が選任されました。 0 本年度は役員改選期にあ 役員改選の結果、 役員は

理事長 彰

副 (重任 事長 ·公証人OB 樋口

(新任・兼総務部長

公証人OB 石井 宏治

新任・弁護士

兀高裁部総括判事

理 (新任・九州リオン株OB) 石井 喬志

重任・医事研〇B 井上 清子

理

理 (新任・久留米地区研 生地

篤

監

(重任·NPO法人成年後 猿渡 ダー)

以上四名

理

理 熊本理事長 田中

見安心サポートネット

理 重任 豊留 ・クリニック医院長

重任・業務部長

理 事 中嶋

制度研究会事務長

(重任·筑紫出張所業務

理

(重任・糸島地区研リ 山下

理

秋山 広郷

監

ポー (重任・NPO法人i ト新宮理事 #

監 岡田 節男

監 (重任・民生委員) 進藤 ひとみ

(重任・介護支援専門員 介護福祉士

(重任・ 生活·死後事務安心 サポートネット理事長 中山 NPO法人地 千住 域



(重任·筑紫野市成年後 福村 金子

以上十二名

監督体制の確立」 とを踏まえ、任意後見移行 後見移行型に移行したこ を図り、 説明資料について同質化 ら双方の契約案及びその 護重視」及び ある点に着目し、「身上保 任と任意後見とが同質で 型の改善措置としては、 型を構成する後見型委 受任体制 能率化と質の向上 の基軸 「適正な指 の観点か を任 移 意

三十年度事 事業報告

· 業概況

と活用」

整備・拡大 みからの浮上が見られた。 二十九年度のV字型落込 及ばないものの、二十八、 十七年度当時の収入には である事業収入状況は、 収入を除くと二十六、二 任意後見受任 点目標の 受任体制の整 重要な指 備·拡 体 制の 大 遺

文書説明方式に代えて、相 締結資料の簡素化等の改 くりの能率化を図るため、 を図った。また、 権目録の統一化、 方式を採用し、また、代 者に分かり易い図形説 契約案づ

> システム指 ② 「後見実務と指導監 を行った。 促 進

基金規程の改正 3 深め、その活用を図った。 を利用して会員の理解を じめとする各種研修、 年どおり後見実務研をは 教材でもあるから、 務処理の根幹をなす処 は職場での実務等の機会 である。この観点から、 テム指針の修得が不可 マニュアルであり、 インドを身に付ける基 当法人に 安心サポートネット お け る後 本シス 後見マ 更に 例 欠 本

の大幅な改正を行った。改サポートネット基金規程 理的運用を図るため、 運営主体としての運営審 対する支援基準の明確化、 目的である低所得者層に 議会の設置等、 規程は 今期は、 Ŧi. 本基金の主たる 月一日から 適切かつ合 安心

いては 行された。 改正条文の ホームペー 詳細 ・ジ参照。 に

「人材の育成

法人の喫緊の課題である。 後継者の育成を含め、 とも事件受託業務の支援、

研への参加を通じ、

0

あらゆる施策を講じるに 後見実務研 人材育成を意図し 究

全体の事務処理能 安心サポー 涵養に寄与した。 した研究課題を協議し、 原則月一回の割合で開催。 会員の倫理観と使命感 各プロジェクト 人の 重 要課題等に対 ト・グルー 力の チ I 白

活発 の組 これらの 相応の成果をあげたので、 課題実現に取り組み、 て十分寄与したと評 に直結する研鑽の場とし 当法人の 各チー な活動 織 のプロジェクトの 活動 ムとも、 活性化 が不 が能 可 欠であ 力向上 活発に には それ 価で

の交流と親睦の面で果た う会」が福岡と熊本の会員 ては拠点づくりの面で相 対しては、講師派遣等円滑 紫野市研や宗像地 事務運営面で、 また、 の支援を行うことがで や久留米地 なお、 当法人自体 今期も、 区研に対し 糸島地区 区研に ŧ 筑

> た役割は大きかったと評 している。

「地域後見の推

受託し、 今年度は、 努めた。他の自治体とも、 託、 との協働、 るよう努力したい 信 相談業務、 頼が十分得られるよう 宗像市から相談業務を 市民向け講演会等の受 地域における自 協働事業における 筑紫野市からはにおける自治体 筑紫野市研 協働関係を築け の運

2 地域の拠点づくり

5 たが、これまで同様、 二十九年度に 3 0 効 が有用であるが、 動 グループの運用 0 実 育 人の養成研修の実施と、そ もとに対応した。 果的である。その観点か 等の地域の拠点づくり 成研修を実施 後のNPO設立が最も 地域後見の実現には、 体制の強化等が行われ 安心サポート熊 安心サポートネッ 一部の地域でその方針 た相談会や研究会活 市民後見人 市民後見 本は、 1 充

> 材育成と財政基盤の安定 務委任契約等の より支援したほか、 生活支援事務を再 受託している死後事務や 支援に対しては、当法人が 援を行っていきた 化に配意した。 0 継承に努め、 ウハウの提供等、 安心サポー 同法人の人 卜生 委託に 死後事 活 種



持を図っていきたい。 緊密な協力、支援関係の維 サポート新宮」とは、 友好団体「NPO法人 研修事業を中心に 今

二 事件受託事業

記事項は次の通りである。 る事件受託事業は、 表のとおりであるが、 法人の中心事業であ 種事件(契約、申立支 別表事 特

援等) 受

件数は二五六件で、 受託比率は、 福岡本部 三十年度に 四四四 筑 %と微増で おけ 紫出 る受託 九%と 対前年 張 所 0

ことは、 同じく効力が未発生の死 である。 七件を保有するに至った 後事務委任契約が累計六 言執行事件が累計八六件、 五五・一%の割合であっ なお、 効力が未発生の遺 心強い た。

二二種 事件(後見人等)

名である。この二種事件で 強みである。 事件を六十七件保有して 年度末の受任数は二〇二 任数は三五三名、 いることは、将来の運営上 により終了。したがって、 三十年度までの 効力未発生の任意後見 一四九名は本人死亡等 そのう 累積

相談事業

談業務を始めた。また、 を最優先にした相談業務 底上げを図るため、 三十年度からは、 早良区、 西区で 福 岡 相 市

> 談業務 三百十三件で、 市などでも無料相談を行 習センターを中心に、 として福 と筑紫出 点づくりの観点からも、 移。受任の拡大や地域の い、三十年度の相談件数は ンター 糸島市、春日市、 談 や筑 0 所 張 充実は緊急の 尚 市あ 紫野市生 7 横ばいに推 いあ 久留米 相談所 尚 宗像 涯 17 本 相拠 セ

.



ネット基金の運営審議会委

トピックス

金 大いに盛り上がる!! 周年最 念祝賀会

重さを れまでの十五年の歩みの 活動方針が示される中、 の新体制のもとで、 催されました。令和元年度 電等をいただき盛大に開 のご臨席のもと、 通常総会は、多数の来賓 創立 実感する機会でし + Ŧi. 周 年を迎えて 祝辞、 新たな 祝

催されました。 テルロイヤル福岡天神に 記念懇親会が盛大に 場所をアークホ

ポー 杯の後、 思いのなか、改めて意を強 寄せられるものばかりで、 ましたが、 お祝いの言葉をいただき くした思いでした。 に対する大きな期待が その後、 筑紫野市長のご祝辞、 トネットの今後の活 同身の引き締まる ご来賓の方々から いずれも安心サ 安心サポー 乾

更には、

今年春の叙勲

0

第15回通常総会 懇親会 NPO法人 高齢者・障害者安心サポートネット

めで橋

0

ま

報告されましたが、地域後 なった方々からの感想が見人等の職務担当者に 意に感銘を受けました。 おられる皆さんの熱い 見の実現に向け、 取組みに対する決意表 そして今年度新しく後 各プロジェクト ダーの今年 頑張って 決 度

0 対して森山理事長からお栄に浴された樋口理事に h が 加 祝 その後の余興では、 送られました。 いの言葉が述べられ、 ややんやの拍手喝采で のど自慢が披露され、 員 者全員から暖か をはじめ多くの会員 い拍 B 尻 手: 参

越しの熊本大学教授 により、当法人のテーマソ 祝賀会がお開きとな 敏郎様による一本締め をしました。 曲に合わせて、 ング三六五歩のマー 会員のテンポのよい音 そして、 最後は、

安心サポートネット基金 応えよう! の活用で地域のニーズに

基金」が、いよいよ、夢を乗 指す「安心サポートネット 当法人の事業の充実を目 本格的運 用を開始し ま

村が、 が必要ですが、 しは全く見られない状況に を図るためには、 ありました。これらの改善 用者が極端に少ないことに 第二は、 者層の利用が困難なこと、 0 問題点の第一は、 これまで、 解決に乗り出すこと 真正面から予算を組 任意後見制度の利 成年後見制 現在その兆 国や市 低所得 町

遠路熊本から 例により 全員総踊 チ 石 お 0 頭田 0 員

けています。 あります。 そんな事情を憂慮し、

を充実しよう!」と呼び掛 の広場」二十九号巻頭言で 安心サポートネット基金 の皆様方ご承知のよう 当法人理事長が、「安心

サポートネット基金を充実しよう

困窮して障害者後見や任意後見の利用 が困難な人達の支援が目的。

是非とも、基金への拠出を呼びかけよう!

手立てがない。それには、 支援する方策を講じるし れないなら、代わりに当法 が低所得者対策に本腰を入 人のような団体が基金を創 この 低所得者層の利用 趣旨 は、 玉 や市町村 か を

会

業展開が可能なまでに拡充 となるから、 から、① 程により令和元年五月一 前の基金規程を改正、 限りです。そこで、早速、 されました。誠に喜ばし サポートネット基金は、 ちこちに同じような基金が 事業をスター や支援者の皆さんのご支 ることになると思います。 創設されることでしょう。 ケースとなって、 に乗れば、これ です。仮にこの試みが軌 を基金財源として問題解決 を募り、寄付を受けて、これ 幅な基金の積み増しが必 援・ご協力のお陰で、 そうなると、 挑戦しよう!という趣旨 ところで、この度、当会員 任意後見移行型の利 等を中心とした支援 低所得者層支援、 状況は 基金の トさせまし がモデル 全国のあ 賛同 新規 従 H 事 1) 道

されて、 ですから、 る支援実績が積み重ねら が多数を占める運営審議会 基金が、適正、 期待できます。そして、 運営主体は、 低所得者層に対 より公正な運 学識経 円滑に 運 験 す

部 では、

厚労省地

域

森山理事長からは、

地

域

被相続人の親族

(六親等内

れば、 れるよう、今後とも、会員及 地域社会のニーズに応えら なると思われます。 のような好循環が実現し、 贈を期待することも可能と 部支援者から大型寄付や遺 の実績をアピールして、 に寄与することは勿論、 したがって、本基金にこ 地域社会の福祉向 外

び支援者の皆さんには、 支援・ご協力をお願いしま 実・強化について一層のご 基金の適正な運営とその充 本

きて良かったとの声があっ

話を同時に聞くことがで

丸ごと」つくりや地域福祉

サポー

久留米市でシンボを開催

わが町の共生社会つくり」

久留米市拠点づくりリー

辻

吉平 ダー

森山理事長が参加した。 心サポートネットからは、が司会を担当、わが法人安 シンボジウムを開催し、 留米」で見出しのテーマで 久留米市の 平成三十 「えーるピア久 年一月十九日 わが法人安 私

> ず、 体制の構築が必要であるこ よう、新しい地域包括支援 ア、地域のすべての人が、 説された。 調講演を行い、 利擁護支援~のテーマで基 ネットワーク」~共生と権 0 た適切な支援が受けられる 援護局成年後見利用促進室 川端専門官が その人のニーズに応じ 性別、 生活状況を問わ 次の点を力 地域連携 年

> > また、

国の共生社会づくり

重

要だという意見が出さ

参加者の共感があった。

身上保護重視の後見活動

従来の財産管理中心から 権利擁護を進める観点か

に向けた地域包括支援計画

から市役所の「わがこと―

づくり。 援の地域連携ネットワーク 運用の改善、②権利擁護支 メリットを実感できる制度 基本計画では、①利用者が イ、 成年後見制度利用促進

族や児童分野では 手をつなぐ育成会」代表、 障害者の分野では では、当法人の森山理事長、 長をはじめ、 は、久留米市の地域福祉課 パネルデスカッションで 市民相談の分野では、 張や提言が行なわ 市民後見分野 「久留米 「親と子 家 ワ れ

の主 長 理事長が参加し、それぞれ のこころの対話研究会」会 ンストップリーガルネット

相談・学びの

総務部

樋 健児

す。具体的にはどのような 制度でしょうか が創設されたと聞いていま 質 正により「特別の寄与制度」 問 今 回 の相 続 法 0 改

回 答

り、 等を行った場合には、被相続 の相続人である長男の妻)が の 無償で被相続人の療養看護 親族 今回の相続法改正によ 「相続人以外の被相続人 (例えば被相続人父

> 特別寄与者として寄与度に なりました。 することができる。 」ことと 応じた額の支払いの請求を 人死亡後、その相続人に対

ことから、 が報われることになると期 これにより、相続人以外の により、「相続人以外の被相 待されます。 務を提供した場合、 親族が療養看護その他の労 寄与制度が創設されました 続人の親族」を対象とした ました。そこで、今回の改正 いう不公平が指摘されてい 産の分配にあずかれないと (改正民法第一〇五〇条)。 義父の死亡に際し、相続財 ても、相続人ではないため、 は、どんなに介護を尽くし 人のみが対象となっている りますが、この制度は相続 (民法第九〇四条の二) があ 現在も、 、「寄与分の制 例えば長男の妻 その方

つながったこと 件等は、次のとおりです。 提供をし、その結果、被相続 で療養看護その他の労務の の財産の維持又は増加 特別の寄与制度 請求者は相続人以外の 被相続人に対して無償 0 要

> 第6回任意後見移行型委任者との 懇親会の開催日程決まる! ・坂本神社と大宰府政庁跡の旅~



開催日

2019年 12日(土) 10月

場 所 新元号令和に因み、 万葉の詩が詠まれた 「坂本神社と大宰府政庁跡」

当法人と委任者の皆さんとの交流を深め、より一層強固な信頼関係を築きましょう!

滅しますので注意が必要で 別寄与者が相続の開始及びこの権利の行使期間は、特 続開始の時から一年を経過 月を経過したとき、又は相 ることができます。 た額の金銭の支払を請 特別寄与者の寄与度に応じ 姻の したときは、この権利は消 続人を知った時から六箇 族等)であること 効果は、相続人に対し、 配偶者、三親等内の 求す

七月一日です。 なお、 施行日は令和元年

石井宏治氏 迎えしました。 だ理事 宏治氏

石井

プロフィール 九六八年 九州大学法学

一〇〇四年 九七 年 福岡地裁判事補 福岡高裁部

> 趣 四年 弁護士 声 楽、将棋

会員・支

脚

正会員 久保田

病を得、 なく、 送った。 で初対面。 理が仕事になった。 状態に対する配慮と財産管 とから、七十代後半に当法 三年余職務を担当し 彼女の判断力に何ら問題は 型」契約が締結されていた。 人との間に「任意後見移行 さんの永遠の旅立ちを見 1/ 生活の状況と心身の 遠隔地居住であるこ 検査入院中の病院 。彼女は親族が少 八〇歳を超えて、 年師 走半 たK子 ばに、

を準備することから始 事は入院手続、 院することになり、 やがて病気を罹患して入 病状は相当進 「加療せず終末期 治療は「手術」 入院の必需品 主治医から 行し 私の仕 た段 も ま

> り、 は当初、 わり主治医 決断支援は、 すよう勧めた。このときの ド・コンセントを基に、 女自身が納得した決断を下 希望があることを感じ 心の迷いと生きることへの 思を尊重しつつも、 主治医と私はK子さんの意 肢の中で、 十分なインフォーム・ のに入所の二つの選 後者に傾いていた。 に手術の難易 彼女に成り代 彼女の 彼 取

力面の問 十代の体 ね 伝えるこ を整理し 題等を尋 機 て彼女に 手術後の 能、 要点



的に主治医の もらうよう助言した。最終 ことだからである。また、そ とだった。彼女がそれを十 まして大切で、 持ちを語ることが、 分理解して、自身の真の気 傍ら、「八十代はまだまだ への期待に思いを向けて 手術に対する自信、 周囲の人の病気回 前向きな説 尊重すべき 何にも

> させたと思われる。 生きる意欲が手術を決断

ことはなく毎回完食だっ 訓練を経て、看護、介護が充なった。術後七十日の機能 も、デイサービスを楽しん 筆談で、意思疎通はスムー の流動食でも、不平を言う 子さんも安心できた。術後 る施設に入所が決まり、 実し、見取りまで任せられ であったのに、手術後は味 年期は健康体で病気知らず ジネスパーソンであった壮 5 に過ぎた。 でいた。入所一年 ズとは言えなかったようで た。コミュニケーションは 摘出により発声が不可能と 覚、嚥下機能が低下し、 しょう」と、 越え迎えた新年、 は二人三脚でま 十時間を超える手術を そう伝えた。ビ 間 は平穏 いりま 声帯 K

度、

が見つかり、治の定期検診で、 増えた。 身体機能低下による圧迫骨 疫力の低下による感染症、 なった。それ以降徐々に免 折、転倒、 ところが、 難聴、 二年 治療が必要に 通院する日 新たな病変 下肢のむく 目の病院

最晩年の二 年 間 は、 デイ

> サー 汲み取り、 も、K子さんの意思を十 だった。今は、どんなときに の時の彼女の訴えの真意 の時は筆談さえ難しい。そ のは難しい。また、体調不良 自分の意思を的確に伝える 経質になっていた。筆談で 情の振幅が大きくなって、 反省の毎日である。 て五感をフル活用する事 色、体の動きをよく見、 心掛けたのは、顔の表情、 スタッフからの報告にも 移動に依存していた。感 自力歩行より車椅子で 正しく汲みとるために ビスも休みが多く 尊重ができたか 加え 顔

なった方への第 聞く。今は静 生は清冽であった。当法人 情であった。K子さんの人 ることはできなかったが、 生であったかどうか確かめ りとしなやかな手を取り静 の活動に理解と協賛を示 しむことはなく穏やかな表 孤独な死ではなかった。苦 かに見守った。満足した人 眠っておられるが、 亡くなった日は、 当法人に遺贈されたと 故人のことを忘れな または折に触れて思 かな景勝 <u>__</u>の ほっそ 亡く の地

患者を支援しているケアマ

人三脚の日々を忘れませ い出すことと聞く。 。私も二

後見支援 ーキンソン患者と

NPO帽子おじさん

もいくつも難題があって解 る。これから紹介する事案 決に苦労した事案である。 ある日、パーキンソン病 ばしば難題にぶっつか 後見制度による支援は、 キンソン病患者の

依頼があった。 世話しようとしない。貴法 ができない。身内もいるが、 が喋れないので、意思疎涌 よく転倒する。その上言葉 ない。移動は車椅子だけど、 が振るえ、身体がこわばっ ネから電話を受けた。 か。」と切羽詰まった様子で 私の支援する患者は、手足 で何とか救済できない いろいろの動作ができ

心身の状況や環境は、 を進めた。その結果、本人の 生活支援者にも会って調査 本人やケアマネ、その他の そこで早速、現地に赴き、

本人と意思疎通が図れず、

も自宅を出て、 る。子供は二人、長男も長女 の世話は 市 いたことに、妻は別居でF 0 食と通帳等の管理は、 の一部屋を借りて居住、 供を受ける施設と同じビル 新たに次の事実が判明した。 マネの言う通りだったが、 本人は、介護サービスの提 のマンション暮らし、 かし、身内は四人、大変驚 社協が世話をしていた。 「我関せず」であ 父とは没交 地元



できたからだろう。それに、 大事故の発生が容易に予想 援者がみんな逃げ腰なの 解千万だが、身内以外の支 す立場にあるのに、 アマネも社協も本人の世話 人から離散したかは、 から逃げ腰になっている。 渉となっていた。その上、 り返して怪我が絶えず、 身内は本人を支え、 おそらく本人が転倒を 何故本 励ま 不可

> 手の打ちようが な かったこ

情を総合すると、本人の救ることが判った。本人の事 以外に、有効な手立ては 済は、法定後見制度の利用 財産も自宅の他有価証券や と、また、本人は五十歳台ま 預貯金を相当額保有してい からパーキンソンに罹病 で電気技師で、 手で何とか筆談ができるこ と確信した。 本人は 五十歳過ぎ に震える

う返事。聴き質すと、 外にも「同意できない」とい も説得を繰り返した。 無理」なので、ねばって何度 意がない夫の後見申立ては 立てをしたい旨を述べ、 連絡を取り、法定後見の申 ても、嫌だという。「妻の同 驚仰天して、制度の趣旨を 0 丁寧に説明して理解を求め 産が減る!」という主張、 人が付くと、私達の相続財 同意を求めたところ、 そこで、早速本人の妻に 後見 吃 意

得ることができた。しかし、 た頃、やっと妻の同意を その結果、三週間も経 部始終を聞いていた 一遺言をした

つける薬もないとい

う

んでも気休めなのだと

目を押す

なに駄目

を

押すこと

と駄目を押す

うだった。 をして、やっと安堵したよ にはやらない趣旨の遺言」 子供二人に相続させる。妻 い」と言い出した。公証役場 連れて行くと、「全財産は

掲載します。 (以下の話の続きは、 次号に



この欄は、 の憩いの場として、 詩歌などを掲載します。 会員の皆さん方 川柳、

短

哀感 に包まれた自己主張

気だという 今の医学では治 呆だという その医者は母 約束違反 用させていただいた。 タイル」(松永伍一)から引 次 治らないから老 アルツハイマー 0 は、 を 型老 快老のス 年 5 な 痴 年 17

痴

病

二人の行き先は変わらない

そんなの約束違反じゃ 消えてしまうだなんて からだが残って脳が しまうのだという 脳が縮んで終には もないだろうに 消 先に えて

ドボン

いか

な

すれば すべてが解決すると言う 家を出て 掛けられないと言う これ以上息子には迷 家を出ていくと言う 母の病気を気に病んで父は 母さんとド ・ボン 惑 を

分かる それから二人を見送る ぼくには父の言うことは とはないけれど ドボンの意味を尋ねたこ けでもないから もちろん何が解 母は戻ってくる。 父を連れ 半日後ドボンしそこね かたちばかり引き止 決 たわ 8 た 7



宗像市

宗像市

匿名希望

古賀市

いたします

を偲び、心からご冥福をお祈り

ご生前のこれまでのご功

告知板

紫野

市

出

田

岡 市

央区

匿名希望

参千 節

弐万円

寄付者紹 (敬称略)

平成三十年十二月以降 二十一年四月末

福岡市早良区 石橋 弐万弐千円 幸子

九千円(二回計)

石井 喬志 四万円

法人でのご功績を偲び、心から 頼されていました。ご生前の当

ご冥福をお祈りいたします。

南区 永松 壱万円 肇

福岡市

西区 匿名希望 壱万円

尚

市

弐万円 (二回計) 森山 壱万円 彰

筑紫野

市

匿名希望

倉

筑紫野 市 七万円(二回計) 匿名希望

南 X 四千 五百五十五万 五万円 静子

出

市

千六百四十二円 (二回計) 中島 弐万円

合計

四千五百八十三万五千

六百四十二円

<NPO安心サポート福岡受領分>

道治

も和やかで笑顔を絶やさず、ど 受けてくれ、皆さんから大変信 んな苦労の多い仕事でも引き 去されました。 ご本人は協調性に富み、 正会員 平成三十一年二月九日ご逝 中村 魁 いつ 様

[件処理表

し逝去されました。 正会員 平成三十一年四月二十二日 飯 \mathbb{H} 時生

こられました。 障害者救済の道一 ました。そしてその後の人生を の後は戦友の慰霊に捧げられ 滅の中の奇跡的な生存者で、 害者支援活動を実施してきま 法人はともに協力し合って、障 望学園の理事長で、同学園と当 した。ご本人は戦艦大和艦隊撃 ご本人は障害者支援施設希 筋に歩んで そ

高齢者の福祉を支える やり甲斐のあるお仕事です。 心から歓迎します。

応募詳細は ホームページに記載

| | | | 本部 | 受託 | | 筑紫出張所受託 | | | | | | | |
|---|-------------|----|-------|------|----|---------|-------|------|----|----|---------|---------|--|
| | | 本部 | 処理 | 会員配分 | | 所処理 | | 会員配分 | | 合 | | 計 | |
| | | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 計 | |
| | 遺産分割協議 | 1 | 1 | | | 6 | 3(1) | | 0 | 7 | 4(1) | 11(1) | |
| 第 | 公正証書遺言 | 6 | 1 | | | 11 | 2 | | | 17 | 3(2) | 20(2) | |
| | 法定後見開始申立 | 3 | 2(1) | | | 3 | 3 | | 1 | 6 | 6(1) | 12(1) | |
| | 任意後見契約の締結 | 5 | 2(1) | | | 4 | 1 | | | 9 | 3(1) | 12(1) | |
| | 財産管理等契約の締結 | 5 | 2(1) | | | 4 | 0 | | | 9 | 2(1) | 11(1) | |
| 1 | 任意後見監督人選任申立 | 1 | 0 | | | 0 | 1 | | | 1 | 1 | 2 | |
| 種 | 相続、表示等登記 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 8 | 0 | 9 | 1 | 10 | |
| 催 | 遺言執行者 | 2 | 39 | | | 1 | 45(4) | | 2 | 3 | 86(4) | 89(4) | |
| | 死 後 処 理 | 1 | 34 | | | 1 | 33(1) | | | 2 | 67(1) | 69(1) | |
| | その他(講演等) | 2 | 1 | 5 | | 3 | 1 | 6 | 2 | 16 | 4 | 20 | |
| | 合 計 | 26 | 82(3) | 6 | 1 | 33 | 89(6) | 14 | 5 | 79 | 177(11) | 256(11) | |

※第1種()書きは、取下げ等により年度途中に終了したもの。<内書き>

| | | | | _ | _ | | | 就任 | 未就任 | 就任 | 未就任 | 就任 | 未就任 | 就任 | 未就任 | 就任 | 未就任 | 計 |
|---|---|---|----|---|---|----|---|--------|--------|--------|------|---------|-------|-------|-----|----------|---------|----------|
| | 法 | 定 | 後 | 見 | 人 | 受 | 任 | 34(25) | | 6(5) | | 65 (36) | 0 | 7(5) | | 112(71) | 0 | 112(71) |
| 第 | 法 | 定 | 後見 | 監 | 督 | 人受 | 任 | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 任 | 意 | 後 | 見 | 人 | 受 | 任 | 2(1) | 46(12) | | 1(1) | 6(3) | 39(4) | 2(1) | | 10(5) | 84(17) | 94(22) |
| 2 | 任 | 意 | 後見 | 監 | 督 | 人受 | 任 | 1(1) | | | | 5(4) | 0 | | | 6(5) | 0 | 6(5) |
| 種 | 財 | 産 | 管 | 理 | 等 | 受 | 任 | 14(10) | 34(7) | 1(1) | | 8(4) | 31(2) | | | 23(15) | 65(9) | 88 (24) |
| 主 | 7 | | | の | | | 他 | 27(13) | | 4(4) | | 15(8) | 2 | 5(2) | | 51 (27) | 2 | 53(27) |
| | | £ | | | | 計 | | 78(50) | 80(19) | 11(10) | 1(1) | 99 (55) | 72(6) | 14(8) | | 202(123) | 151(26) | 353(149) |

※第2種()書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内書き>

賛助会員を募集!

成年後見人制度の 活性化に尽力する当法人 をご支援願います。

相通じるものがあり、これから当法人が長年培ってきた理念と るものと期待されます。 ください。 の活動の追い風に少なからずな で打ち出した方針は、 すように、今般、最高裁が相次い

で更なる成果が得られますよ 活動を始め、会員各位のご尽力プロジェクトチームの活発な 健康に留意しながらご活

(南新

記

役員体制のもと、新たな活動がた当法人も、無事総会を終え、新 スタートしました。 なか創立一五周年の節目を迎え 和元年、 新時代の始まり

記

理事長の総会挨拶にもありま

いずれも

全国に当法人の基本情報を 公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

http://anshin-net.jp/

e:メール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp